2019 年 8 月 10 日

～毎月 10 日は人権を考える日～

社会で守る命　～改正児童虐待防止法　成立～

2018 年、警察庁が摘発した児童虐待事件は、1380 件で過去最高でした。悲痛な叫びをあげた子どもの命を私たちの社会が守ることのできなかった事例が相次いでいます。

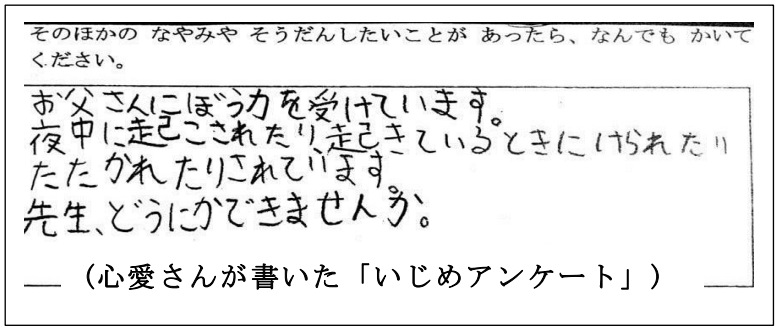
そのほかの なやみや そうだんしたいことが あったら、なんでも かいてください。

お父さんにぼう力を受けています。
夜中に起こされたり、起きているときにけられたり
たたかれたりされています。
先生、どうにかできませんか。

（心愛さんが書いた「いじめアンケート」）

＜2018 年 3 月＞　東京都目黒区の結愛（ゆあ）さん[5 歳]が、十分な食事を与えられず放置され死亡。自宅からは、「もうおねがい　ゆるして　ゆるしてください」などとつづられたノートが見つかった。

＜2019 年 1 月＞　千葉県野田市の心愛（みあ）さん[10 歳]が、父親から暴力を受けた後に死亡。「父から暴力を受けている」と訴えた学校のアンケートが父親の手に渡っていた。

＜2019 年 6 月＞　札幌市の詩梨（ことり）さん[2 歳]が虐待による衰弱死。児童相談所や警察には何度も情報が寄せられていた。

救えなかった多くの命に真摯に向き合い、社会全体で虐待を根絶するため、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が、6 月 19 日に成立しました。一部を除き来年 4 月から施行されます。

[改正法のポイント]

- **親がしつけに際して体罰を加えることを禁止する。民法の懲戒権の在り方については、施行後 2 年をめどに検討する。**
- **児童相談所で、一時保護など「介入」対応をする職員と、保護者支援をする職員とを分けて対応する。**
- **学校、教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す。**
- **転居しても切れ目ない支援をするため、転居先の児童相談所や関係機関と速やかに情報を共有する。**

この原稿を書いているとき、また、胸が張り裂けそうになる、むごい出来事が飛び込んできました。

＜2019 年 6 月＞　仙台市の陽璃（ひなた）さん[2 歳]が置き去りにされ死亡。
発見時の体重は、平均の３分の２程度。胃の中は空っぽだった。

私たちは、もう見て見ぬふりをすることは許されません。すべての子どもたちが、かけがえのない命を輝かせて生きるために、私たちにできることを考えて行動しましょう。

西条市人権教育協議会　　西条市人権擁護課